ロ　道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を目途に結論を得ること。

ハ　地方の安定財源の確保については、イ及びロの税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応すること。

◇租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百一号）（財務省）

第１　租税特別措置法施行令の一部改正

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（第一条関係）

第２　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則第一条関係）

◇電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百二号）（総務省）

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第四百三号）（こども家庭庁）

1　経過措置

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第一条の規定（同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）第五十四条の三において準用する新法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（その日より前に新法第五十四条の三において準用する新法第四十六条第二項の条例が制定された市町村（特別区を含む。）にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同条第二項の条例で定められた基準とみなす。（第五条関係）

2　その他所要の改正

その他所要の改正を行う。

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第四百四号）（厚生労働省）

1　やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難である知的障害者に対して、市町村が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労選択支援の提供等を行うに当たっての基準を定める。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

法　律

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十一号

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の八を削る。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条　削除

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

第四十三条及び第四十四条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に、揮発油の製造場又は保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。以下この項において「揮発油製造場等以外の場所」という。）で販売のために控除対象揮発油を所持する揮発油の製造者（特定補助金の交付を受けた又は受けるべき者に限る。この項ただし書を除き、以下この条において同じ。）又は販売業者（特定補助金の交付を受けた又は受けるべき者に限る。以下この項及び第九項において同じ。）がある場合において、揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、揮発油製造場等以外の場所で揮発油の製造者又は販売業者が販売のために所持する控除対象揮発油についての揮発油税超過額を期限内申告書に第七号揮発油税額として記載したときは、当該期限内申告書に記載した第六号揮発油税額から揮発油税超過額を控除する。ただし、揮発油の製造者が当該控除対象揮発油について揮発油税超過額を揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十七条第一項から第四項まで又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第七条第一項若しくは第四項の規定による控除又は還付を受けた場合又は受けようとする場合は、この限りでない。

2　揮発油の製造者が前項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第二項の規定による申告書を提出するときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該申告書に揮発油税超過額を記載することができる。